

事務連絡
令和3年11月2日

各地方農政局総務部会計課 殿
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 殿
北海道開発局農業水産部農業計画課 殿

農村振興局総務課

農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きについて

令和3年地方分権改革に関する地方公共団体からの提案として、一部の自治体より「農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化」の要請があり、財務局が行う補正予算等で措置された農業農村整備事業（翌債）に係る事故繰越しの事務手続きについて簡素化が求められました。

このことについては、農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きは財務省発行の「繰越しガイドブック」により13種類の提出書類の提出が求められており、特に「事故が避けがたいことを疎明する資料」や「工程表」等の作成に労力を要し事務量が膨大となることから、提出書類の省略など簡素化を望むものであります。

この提案を受け、内閣府地方分権改革推進室から財務省主計局司計課及び農林水産省農村振興局総務課に対するヒアリングにおいて、「13種類の提出資料については会計検査院の対応等を考慮した必要最小限の資料であると認識しているものの、財務局審査における対応は地方公共団体の事務が過剰な負担とならないよう配慮する。」こととなりました。

つきましては、都道府県が行う事故繰越しの手続きについて、必要以上の書類の提出やヒアリングを求めることがないように対応をお願いします。

また、このことを所管する都道府県の農業農村整備事業担当課にも周知願います。

<参考資料>

○繰越しガイドブック《改定版》（令和2年6月 財務省主計局司計課）

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook.html>

〔 担当：農村振興局総務課会計班
（内線5407） 〕